

第三者委員会「中間報告」の記述に関する当社見解について(追加)

第3 調査結果(中間報告)

1 本件説明番組関係

(1) 本件賛成投稿要請の発端(佐賀県知事発言との関連)

(c) 本年5月17日の保安院説明会での九州電力の対応

本年5月17日には、保安院において、佐賀県の担当者に対し、福島第一原子力発電所の被災を踏まえての緊急安全性対策について説明する会合が開かれたが、その際の保安院側の説明及び佐賀県担当者による質問の状況については、佐賀県のホームページの動画サイトを通じて公開されるとともに同サイトには視聴者からのユーストリームによる書き込みができ、佐賀県担当者は同書き込みに応じて保安院に対する質問を行えるようになっていた。

5月17日の保安院説明会への九州電力側の対応については、C支店長、B本部長、D管理部長、原子力発電本部原子力管理部の筆頭である業務運営グループ長のE氏(以下、「E業務運営G長」という)らの各関係者の供述を総合すると以下のとおりであったと認められる。

同説明会については、5月16日、佐賀県の原子力発電についての責任者の一人からC支店長に対し、「県庁の担当が保安院に対して質問をしていることを県民に広く見て貰いたい」「県民にアクセスして欲しい」「書き込みもしてほしい」といった内容の電話連絡があり、また「それが知事の強い希望」とのことでもあった。同支店長は、当該ユーストリームについてのアクセス先を17日当日の朝刊により確認した上、B本部長に対して上記の佐賀県の原子力発電についての責任者からの連絡内容を伝え、同本部長は更にD管理部長に伝え、同管理部長はE業務運営G長らに対し当該ユーストリームにアクセスして原発再開への賛成意見を入れるように指示した。E業務運営G長らは、自席のパソコンからのアクセスを試みたが、いずれも不調のため、情報通信本部のパソコンを使用するなどして賛成意見を書き込む等の対応をした。

要するに、C支店長は、C支店長メモの上記②の記載に係る知事発言の趣旨について、本件説明番組についても九州電力側に5月17日の保安院説明会の際と同様の対応を求めたものと理解したことになる。

(当社見解)

○ 5月16日、C支店長は、佐賀県の幹部に別件で電話をした際、「5月17日の保安院説明会」に関するやりとりを行っていた。その時の状況をC支店長に確認を行った結果は、以下のとおり。

- ・ 説明会の設定は、前日16日に決まって、ネット中継も前日に決まった。そのことを県の幹部から夕刻に教えていただいた。これは知事が、県民の皆さんに保安院とのやり取りを広く見ていただきたいという強い思いがあって、ユーストリームで中継することになったのでお知らせしときますと言って教えていただいたもの。
- ・ 当日は、画面に書き込みができるようになっていたが、議論が安全性に係るものに限られていたため、経済性や産業維持等の議論は出ず場面ではなかったため、幹部からのご案内は、国の説明を良く皆さんに聴いてもらいたいという趣旨でのお知らせと理解していた。

○ したがって、「書き込みもしてほしい」といった内容の電話連絡があり、また「それが知事の強い希望」(上記下線部)という記載は、以上のとおり、C支店長に確認した内容と異なっている。